

# 従業員が新型コロナウイルス感染症と 診断された場合の対応について

陽性となった従業員等と接触がある方のリストアップをお願いします。  
対象者に対し、自宅待機や健康観察の協力を事業者側からお願いしてください。

## ① 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認の上、  
感染可能期間（発症日2日前から最終接触日まで）に接触のあった方について、  
次の状態と場面をどちらも満たす方をリストアップしてください。

◎陽性者の発症日： \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

状態	+	場面
陽性者と約1m以内の距離で、 必要な感染予防策なし(※)で <u>15分以上</u> の接触があった状態 ※マスクを正しく着用できていない状態		<input type="checkbox"/> 会話 <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 車に同乗 <input type="checkbox"/> 換気の悪い室内で空間を共有 <input type="checkbox"/> 同じ寮内で生活(共有部分の利用等)

上記の状態で、陽性者と接触する場面が1つでもあった方をリストアップする。

## ② リストアップされた方に自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から7日間、自宅待機とご自身での健康観察  
(セルフチェック)をするよう、事業者側からご本人にお願いしてください。  
また、待機期間中は出勤させず、不要不急の外出を控えるようお伝えください。  
なお、保健所において、濃厚接触者に対するPCR検査は実施しません。

## ③ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、  
ご自身で医療機関の受診予約をするようお伝えください。  
※受診方法については、別添「自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご参照ください。

## ④ 待機期間終了後、以下のとおりご留意願います。

8日目に解除となった後も10日間が経過するまでは、検温などで健康状態を  
確認するとともに、リスクの高い場所の利用・会食等を避けるほか、  
マスクの着用などの感染対策をお願いします。

